

高知市まちづくり活動検討委員会条例

(設置)

第1条 本市におけるまちづくり活動を推進するため、高知市まちづくり活動検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議を行うものとする。

- (1) 市民活動（高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例（平成15年条例第13号）第2条第4号に規定する市民活動をいう。以下同じ。）に係る施策の推進に関する事項
- (2) 地域コミュニティに係る施策の推進に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会の設置目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する委員10人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民活動を行う者
- (3) 本市職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

(部会)

第7条 委員長は、所掌事項について専門的に調査審議するため必要があると認めるときは、委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員（以下「部会員」という。）は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における審議の経過及び結果を委員会に報告しなければならない。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名した部会員が、その職務を行う。
- 6 部会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、市長が委嘱する臨時委員を置くことができる。この場合において、臨時委員の任期は、委嘱の日から当該特別の事項に関する調査審議が終了する日までとする。
- 7 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が委員長の同意を得て定める。

(資料提供その他の協力等)

第8条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員及び臨時委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、市民協働部において処理する。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

2 この条例の施行の日以後最初に開催される委員会の会議は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。